◎新潟県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年３月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　長岡見附三条線

２　供用開始の区間

三条市本町三丁目77番19から同市本町三丁目311番まで

３　供用開始の期日　　平成26年３月７日